

漏水に伴う下水道使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、半田市下水道条例（平成2年半田市条例第32号。以下「条例」という。）第26条に規定する下水道使用料（以下「使用料」という。）の減免をするにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 この要綱による使用料の減免対象となる場合は、半田市水道料金軽減免除の基準等を定める要綱（以下「水道料金軽減免除要綱」という。）第3条第1号本文の規定に該当し、水道水が下水道に流入しなかったことが明らかであると認められる場合（以下「漏水」という。）とする。

(減免排出量の算定)

第3条 漏水により排出量が増加した当該排出量から前年同月排出量を控除した排出量に減免する率（以下「減免率」）を乗じて得た排出量（1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を減免排出量とする。ただし、前年同月排出量がない場合又は前年同月排出量を控除することが適当でないと認められる場合は、次のいずれかのうち最も適当と思われる排出量を前年同月排出量とみなして控除するものとする。

- (1) 前回調定排出量
- (2) 前回と前々回調定排出量の平均排出量
- (3) 前年度の平均調定排出量
- (4) 前各号の排出量を控除することが適当でない場合は、漏水箇所を修理した後10日以上以上の排出量をもとに日割りで算出した排出量（1立方メートル未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

(減免率)

第4条 減免率は100パーセントとする。

(減免の方法)

第5条 使用料の減免は、減免前の使用料を当該調定排出量から減免排出量を控除して算出した使用料に更正することにより行う。

(申請)

第6条 使用料の減免を受けようとする者は、半田市下水道条例施行規程（平成28年上水道事業管理規程第1号。以下「規程」という。）第18条に規定する使用料等減免申請書（以下「減免申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、水道料金軽減免除要綱第7条に規定する申請をした者は、減免申請書の提出があったものとみなす。

- (1) 漏水箇所修理済報告書（別記様式）
- (2) その他管理者が必要と認める書類

(決定通知)

第7条 管理者は、減免申請書を受理した場合は、速やかに内容を審査し、減免を適当と認めるときは、規程第18条に規定する使用料等減免決定通知書（以下「減免決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。ただし、水道料金軽減免除要綱第8条に規定する決定通知を受けた者は、減免決定通知書による通知があったものとみなす。

(適用除外)

第8条 水道軽減免除要綱第9条の規定に該当する場合は、使用料の減免はしないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成21年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

別記様式(第6条関係)

漏水箇所修理済報告書

| | | | |
|----------|-----------|------------|-------|
| お客様番号 | | 使用者名 | |
| 設置場所 | 半田市 | 町 | 丁目 番地 |
| 漏水修理工事明細 | | | |
| 漏水内容図 | | | |
| 修理使用材料 | | | |
| 品名 | 形状寸法 | | 数量 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 修理年月日 | 年 月 日 () | | |
| メーター番号 | | 修理後のメーター指針 | |

上記のとおり漏水箇所を修理しました。

年 月 日

半田市下水道事業 半田市長 様

半田市指定給水装置工事事業者

所在

名称

電話